

越谷市事業者用ゼロカーボン推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、ゼロカーボンシティ実現に向けて、クリーンな太陽光エネルギーの活用推進及び事業者との連携によるエネルギーレジリエンスの強化を図るため、再生可能エネルギー設備等を導入する事業者に対し、予算の範囲内でゼロカーボン推進補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成8年規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象設備等)

第2条 補助の対象となる設備等（以下「補助対象設備等」という。）、補助要件及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付の回数は、補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）ごとに同一の補助対象設備等につき1回を限度とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 市内に事業所を有すること。

(2) 補助対象設備等の設置又は購入（以下「設置等」という。）に係る手続きを行う前に補助金の交付決定を受け、かつ、当該交付決定の日の属する年度の3月15日までに、次の表の左欄に掲げる補助対象設備等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる設置等に係る手続きがなされていること。

補助対象設備等の区分	設置等に係る手続き
太陽光発電設備	事業所への設備の設置及び電力会社との電力受給契約の締結
定置用リチウムイオン蓄電池	事業所への設備の設置
E V ・ P H E V（電気自動車・プラグインハイブリッド車をいう。以下同じ。）	車両の購入及び当該車両の納車

- (3) 市税等（市民税及び県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税並びに国民健康保険税をいう。以下同じ。）の滞納がないこと。
- (4) 補助対象設備等（E V ・ P H E Vを除く。）を設置する建築物及び敷地に法令違反がないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 次のいずれかの申立てをし、又は申立てがなされている事業者
- ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て
- (2) 越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成30年告示第349号）に基づく指名停止措置を受けている事業者
- (3) 次のいずれかに該当する者が所属している事業者
- ア 越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成9年告示第8号）に基づく指名除外措置を受けている者
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平

成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる事業者

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付申請は、市長が別に定める受付期間内において行うものとする。

2 市長は、補助金の交付申請が多数のときは、抽選を行うものとし、抽選結果は、市ホームページに掲載するものとする。

(申請書の様式等)

第 5 条 規則第 5 条第 1 項の申請書の様式は、第 1 号様式のとおりとする。

2 規則第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項は、記載することを要しない。

3 規則第 5 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

4 規則第 5 条第 2 項第 4 号の市長が必要と認める事項を記載した書類は、次のとおりとする。ただし、添付する書類により証明すべき事実を市長が公簿等によって確認することができると認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 補助対象設備等の設置等の場所を示す案内図又は地図
- (2) 補助対象設備等（ＥＶ・ＰＨＥＶを除く。）の現状が分かる着工前の写真
- (3) 補助対象設備等の規格等を示すカタログ
- (4) 太陽光発電設備の場合にあっては、補助対象設備等の設置等に係る設計図面
- (5) 定置用リチウムイオン蓄電池及びＥＶ・ＰＨＥＶの場合にあっては、補助対象設備等の設置等に係る平面図
- (6) 補助対象設備等の設置等に係る経費の内訳が分かる見積書又は契約書の写し
- (7) 市税等のうち、該当するもの全ての納税証明書又は非課税証明書
- (8) 委任状（代理人による申請の場合に限る。）
- (9) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第 6 条 市長は、規則第 5 条第 1 項の申請書が提出されたときは、補助金の交付又は不交付を決定し、越谷市事業者用ゼロカーボン推進補助金（交付・不交付）決定通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。
(計画の変更又は中止)

第 7 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係る補助対象設備等の設置等の計画の内容を中止する場合は、越谷市事業者用ゼロカーボン推進補助金計画変更等承認申請書（第 3 号様式）により市長に申請しなければならない。ただし、補助金交付額の増額に係る計画内容の変更申請は、することができない。

(変更又は中止の承認)

第 8 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更又は中止を承認するか否かを決定し、越谷市事業者用ゼロカー

ボン推進補助金計画変更等（承認・不承認）通知書（第４号様式）により通知するものとする。

- ２ 市長は、前項の規定により変更の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、及び変更後の内容に係る条件を付することができる。

（交付決定の取消し）

第９条 市長は、交付決定者が第３条に規定する要件を満たさなくなったときは、第６条の規定による交付決定を取り消すことができる。

（報告書の様式等）

第１０条 規則第１５条第１項の報告書の様式は、第５号様式のとおりとし、交付決定者は、補助対象設備等の設置等の完了後、速やかに提出するものとする。ただし、年度を超えることはできないものとする。

- ２ 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象設備等の設置等の状態が分かる写真
- (2) 補助対象設備等の設置等に係る領収書等の写し及び設置等に係る費用の内訳が分かる書類
- (3) 太陽光発電設備の場合にあっては、電力会社との電力受給契約の内容が分かる書類の写し
- (4) ＥＶ・ＰＨＥＶの場合にあっては、自動車検査証記録事項の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（災害時の電力提供に係る登録手続）

第１１条 交付決定者は、前条第１項の報告書を提出するときは、越谷市事業者用ゼロカーボン推進補助金に係る災害時電力無償提供登録届出書（第６号様式）を市長に提出しなければならない。

- ２ 市長は、交付決定者から前項の届出書の提出があった場合は、その内容を確認し、適当と認めたときは、当該交付決定者を越谷市災害時電力無償提供事業所（以下「災害時電力無償提供事業所」という。）として

登録する。

3 市長は、前項の規定により交付決定者を災害時電力無償提供事業所として登録したときは、越谷市災害時電力無償提供事業所登録通知書（第7号様式）により通知し、及び越谷市災害時電力無償提供事業所登録証（第8号様式。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

4 前項の規定により登録証の交付を受けた交付決定者は、災害時電力無償提供事業所の外部から見やすい場所に登録証を掲示しなければならない。

（情報の公表）

第12条 市長は、災害時電力無償提供事業所について、その所在地、発電規模等に関する情報を公表するものとする。

（維持管理）

第13条 災害時電力無償提供事業所に設置されている補助対象設備等の日常的な維持管理は、当該災害時電力無償提供事業所が行うものとする。

（届出内容の変更等）

第14条 災害時電力無償提供事業所は、第11条第1項の規定により提出した届出書の内容を変更し、又は災害時電力無償提供事業所に係る登録を取りやめようとするときは、越谷市災害時電力無償提供事業所登録内容変更等届出書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、災害時電力無償提供事業所が、災害時における市からの協力要請にもかかわらず、電力の無償提供に応じないときその他災害時電力無償提供事業所として登録することが適当でないと認めるときは、災害時電力無償提供事業所の登録を取り消すものとする。

（変更又は取消しの通知）

第15条 市長は、前条第1項の届出書の提出により災害時電力無償提供事業所に係る登録内容の変更若しくは登録の取りやめ又は同条第2項の規定による登録の取消しの決定をしたときは、越谷市災害時電力無償提

供事業所登録内容変更等通知書（第１０号様式）により通知するものとする。

- ２ 前項の規定により登録の取りやめ又は登録の取消しの決定を受けた災害時電力無償提供事業所は、速やかに登録証を市長に返還しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第１６条 規則第１６条第１項の規定による通知は、第１１号様式により行うものとする。

（請求書の様式等）

第１７条 規則第１８条第２項の請求書の様式は、第１２号様式のとおりとする。

- ２ 前項の請求書は、前条の規定による補助金の額の確定通知後、速やかに提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第１８条 規則第２１条ただし書に規定する市長が定める期間は、法定耐用年数とする。

- ２ 補助金の交付を受けて補助対象設備等を設置等した事業者が、前項に規定する期間が経過する前に、補助事業により取得した財産を処分しようとするときは、越谷市事業者用ゼロカーボン推進補助金に係る財産処分承認申請書（第１３号様式）により市長の承認を受けなければならない。

（状況報告等）

第１９条 市長は、災害時電力無償提供事業所に対し、必要に応じ売電量及び買電量並びに災害時の電力提供に係るデータの提供その他の協力を求めることができる。

（その他）

第２０条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和４年４月１日から施行する。

(越谷市事業者向け太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱の廃止)

2 越谷市事業者向け太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱（令和３年告示第１８３号）は、廃止する。

附 則（令和５年告示第１２６号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和７年告示第１４２号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

補助対象設備等	補助要件	補助金の額
太陽光発電設備	次に掲げる要件の全てに適合するものとする。 (1) 財団法人電気安全環境研究所（ＪＥＴ）の太陽電池モジュール認証相当の認証を受けたものであること。 (2) 市内の既存又は新築の事業所に新規に設置するもので、発電された電力が事業の用に供する部分で使用されること。 (3) 対象設備による発電量のうち、当該事業所における使用量を超える余剰電力を電力会社へ送電できるように連系すること。 (4) 未使用品であること。 (5) リース品ではないこと。	対象設備の最大出力（小数点以下２位未満の端数があるときはこれを切り捨てて得た値とする。）に２０，０００円を乗じて得た額とする。ただし、上限は１０ｋＷとする。
定置用リチウムイオン蓄電池	次に掲げる要件の全てに適合するものとする。 (1) 太陽光発電等により発電した電力又は夜間電力等を利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時等に必要に応じて電気を活用することができるもの (2) 蓄電容量が４．０ｋＷｈ以上であること。 (3) 未使用の既製品であること。 (4) リース品ではないこと。 (5) 太陽光発電設備との同時設置であること。	１件につき５０，０００円
ＥＶ・ＰＨＥＶ	次に掲げる要件の全てに適合するものとする。	１件につき５０，０００円。ただし、補助金交付は１事業者

	(1) 車載コンセント（１，５００W／ＡＣ１００V）から電力を取り出せる給電機能がある車両又は外部給電器やＶ２Ｈ充給電設備を経由して電力を取り出すことができる車両であること。 (2) 未使用品であること。 (3) リース品ではないこと。	につき１件（１台）までとする。
--	---	-----------------